## 役員退任慰労金等規程

## 沿 革

制定 昭和 48. 3.26 改正 平成 20. 3.26 改正 平成 29. 4. 1

 改正
 平成
 1.
 6.12
 "
 平成
 21.
 10.
 1

 "
 平成
 12.
 5.24
 "
 平成
 26.
 3.
 1

 "
 平成
 17.
 4.
 1
 "
 平成
 27.
 3.
 1

- 第1条 徳島県信用保証協会の役員の退任慰労金等は、この規程によるものとする。
- 第2条 常勤役員が退任したとき又は在任中に死亡したときは、その者又はその遺族 に対して退任慰労金を支給する。但し、徳島県職員であった者が常勤役員に就任 した場合を除く。
- 第3条 特に功労のあった常勤役員に対しては功労金を支給することができる。
- 第4条 退任慰労金及び功労金は、給与規程の例による。
- 第5条 職員が退職し、引き続いて常勤役員に就任した場合、その者の報酬及び退任慰労金が、職員の身分を継続したとした場合の給与、退職手当等に比し、著しく減少する場合は、満60歳に達した年度末に退任慰労金によりその額を調整することができる。
- 第6条 常勤役員が在任中に死亡した場合の弔慰金は、会長が理事会の承認を得て 決定する。
- 第7条 非常勤役員の退任慰労金及びこの規程により難い特別の事情がある場合は、理事会の承認を得て定めるものとする。

## 附則

- 1. この規程は昭和48年3月26日から施行する。